

令和 8 年 3 月 1 7 日
株式会社 但馬銀行

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

株式会社但馬銀行（頭取 坪田奈津樹）は、後見制度を利用される方を対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

本預金は後見制度を利用されるお客さまの日常的に使用しない金銭を別管理し、家庭裁判所の指示書に基づき取扱うことで、お客さまの金融資産を安全にお守りするものです。

記

一、商品概要

ご利用いただける方	兵庫県内の家庭裁判所から本預金の利用について「指示書」の交付を受けた個人のお客さま（マイネット支店を除く兵庫県内の全店舗でお取扱いいたします。） ※未成年後見、保佐、補助、任意後見制度のご利用のお客さまは対象外です。
対象となる預金	普通預金（決済用普通預金除く）
お取扱い店	兵庫県内の本支店（マイネット支店除く）
口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき行います。
お預入れ	・口座を開設いただいた店舗のみでお預入れいただけます。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」によりお預入れいただけます。
お引き出し・解約	・口座を開設いただいた店舗のみでの払戻しとなります。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により払戻しいたします。 （口座解約される場合も家庭裁判所の「指示書」が必要となります）
手数料	・口座開設手数料：11,000 円（税込） ・口座管理手数料：年間 3,300 円（税込）
その他ご注意事項	・以下の取引・サービス等のご利用いただけません。 ➢キャッシュカードの発行、ATMでのお取引（払戻し、追加の預入れ） ➢公共料金・その他各種代金等の口座振替 ➢給与・年金・配当金・償還金等の自動受取 ➢インターネットバンキングの利用

二、取扱い開始日

令和 8 年 3 月 2 3 日（月）

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 事務統括部 0796-44-5050
受付時間／平日 9:00～17:00
（ただし、銀行休業日を除く）